外国につながる児童生徒の日本語指導の充実に関する意見書

文部科学省が令和元年９月に公表した、国内に住む義務教育相当年齢の外国籍の子どもの就学状況に関する初の全国調査の結果によると、全国で約２万人の子どもが就学不明となっていることが明らかとなった。このような不就学の背景には、子どもや保護者が日本語を十分理解できないことや、行政による日本語指導などの就学支援にばらつきがあることなどが指摘されている。令和３年度の国の調査では、日本語指導が必要な児童生徒はおよそ5.8万人と言われており、年々増加傾向にある。大阪府においても、小中高で4,532人の外国につながる児童生徒が府内全域に散在し増加傾向であることから、その対応は喫緊の課題である。

ところが、公立学校での日本語指導は、日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる相談員や支援員等の配置に頼っているのが現状である。教育現場からは、様々な困難を抱える外国につながる児童生徒と保護者に必要な支援を的確に行うためには、日本語指導の専門性を備えた教員が指導することが望ましいという声が寄せられている。今後、指導環境を充実させるためには、日本語指導の専門性を備えた教員の確保や教員相互のＯＪＴ等を活用した人材育成、そして、そのような専門的な技術やノウハウを持った教員が、定期的な教員の人事異動とは別のルールで適正に配置されることが重要である。

大阪府では、大学教授やＮＰＯ等で実践経験のある人材を招聘して教員研修を実施するなど、教員の日本語指導力を向上させる取組みを行っている。加えて、日本語指導の素養がある人物を確保できるよう、新たに令和６年度に実施する選考テストから、大学等で日本語教師養成課程を修了した者等に対する加点制度を設けることとしている。

しかしながら、国が定める教員の給与・手当や教職員定数では、地方自治体が日本語指導の専門性を備えた教員と指導体制を安定的に確保することには限界があり、国の制度改正や対応策が求められている。

よって、国においては、外国につながる児童生徒の教育環境の整備と更なる多文化共生の理解を推進するため、下記の内容について強く求める。

記

１．日本語教育能力検定試験を実施する文化庁と文部科学省が、日本語教師の資格を持つ教員の確保と育成に横断的に取り組むこと。

２．外国につながる児童生徒の日本語指導に対応するため、教員の待遇や定数を改善すること。

３．外国につながる児童生徒が不就学となるなど、適切な支援が受けられないまま放置されることがないよう、早急に対応策を検討すること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和６年３月22日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

文部科学大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（こども政策）

共生社会担当大臣

大阪府議会議長

久谷　眞敬